

医政発 0322 第 10 号
令和 6 年 3 月 22 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針等
の一部改正について

今般、別添 1 のとおり、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）別紙 3 を改正することとしました。

改正内容は以下のとおりですので、貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。また、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査にあたっては、医療広告ガイドライン等による指導等を求めており、改正後のガイドライン遵守について、立入検査時に適切に指導等を行うことをお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、別添 2 のとおり、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関する Q & A について」（平成 30 年 8 月 10 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の別添「医療広告ガイドラインに関する Q & A」の Q2-13 は廃止します。

記

1 改正の内容

広告可能事項の限定解除の具体的な要件として、「医療広告ガイドラインに関する Q & A」で示している要件（未承認医薬品等であること、入手経路等、国内の承認医薬品等の有無、諸外国における安全性等に係る情報を明示する）を医療広告ガイドラインに明記し、医薬品副作用被害救済制度等の救済の対象にはならないことの明示も要件に追加する。

2 施行期日

令和6年3月22日

以上